

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月

私は、家族の勧めもあり、20歳になったところに国民年金に加入したと思う。社会保険庁（当時）の記録では、加入当初の1か月のみが未納となっているが、これまで40年間にわたり国民年金保険料をすべて納付しているはずなので、未納期間があることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は昭和40年9月9日に交付され、昭和40年度国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されず、切り取り線から右半分印紙貼付検認台紙が切り取られ、切り取り線の中央に「41.5」の検認印が割印されていることを踏まえると、同年度の国民年金保険料は過年度納付されたとうかがえることから、申立期間の国民年金保険料についても、41年5月以降に過年度納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 672 (事案 583 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで
前回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年12月に、「申立期間については、年金記録の訂正は必要ではない。」とする通知をもらった。

今回、昭和37年6月に転居した際に、国民年金保険料を納付していた地区の婦人部長が見付かった。その婦人部長が、私たち夫婦の国民年金保険料の集金を行っていたことを認めており、また、自宅を新築する際に住宅融資限度額の上限の融資を受けられたことから、国民年金保険料の未納期間があったはずはないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、国民年金保険料を共に納付していたとする申立人の夫についても、当該期間に係る国民年金保険料は未納とされていること、年金福祉事業団における融資条件は、申立人の主張とは異なっていることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年4月から41年3月までの期間については、今回、新たに、申立人が37年6月に転居した地区における当時の婦人部長から、夫婦が転居した当時の町内会の婦人部長として、

国民年金保険料を集金しており、夫婦の国民年金保険料の集金を担当していた旨の証言書が提出されている上、36年12月発行のA市の広報紙から、国民年金保険料納付組合の設立は37年1月1日からであることが確認できる。

また、申立人は、新たに「昭和37年6月に転居した後、1年くらいは国民年金保険料を納付しておらず、国民健康保険に加入した38年ごろから、国民年金保険料の納付を開始したと思う。」としているところ、A市によると、申立人は昭和38年4月1日に国民健康保険に加入していることが確認でき、申立人の主張と一致している上、申立人は、当該期間に係る納付方法及び納付金額を具体的に記憶していることなどを踏まえると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人から新たな資料等の提出は無い上、申立人が主張している年金住宅融資の上限額に必要な国民年金保険料納付済期間について再調査しても、融資申込の前月までの申立人の国民年金保険料納付済期間は15年以上あり、申立人が受けた融資額に必要な国民年金保険料納付済期間の条件を満たしていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 29 日まで
② 昭和 39 年 4 月 2 日から 40 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 4 月 2 日から 41 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 4 月 4 日から 42 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 42 年 4 月 3 日から 43 年 3 月 31 日まで
⑥ 昭和 43 年 4 月 2 日から 44 年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 44 年 4 月 2 日から同年 9 月 11 日まで
⑧ 昭和 45 年 1 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に、私の厚生年金保険の記録照会を行ったところ、申立期間については、既に脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

しかし、私は、母親から、年金は将来のために大事なものであると教えられていたので、国民年金にも任意加入していたし、脱退手当金という言葉も記録照会をしたときに初めて知った。

脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に任意加入し、当該保険料を納付していることから、申立人が、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間⑧に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 46 年 2 月 26 日に支給決定されたこ

ととなっている上、申立期間における最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和 45 年 4 月 1 日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 5 人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は確認できないほか、申立期間における最終事業所において社会保険事務を担当していたとする者は、「私が社会保険事務を担当していた期間において、脱退手当金の請求手続を行ったことは無い。」としていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と 1,197 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月21日から同年6月21日まで

私は、昭和41年10月17日から44年6月20日までA社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

私が所持している給料支払明細書では、昭和44年5月分の給与から保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答により、申立人がA社に昭和44年6月20日まで継続して勤務していたことが確認できる上、申立人から提出された給料支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所（当時）の昭和44年4月の記録から、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「保険料控除に関する当時の資料は無く、不明である。」としているが、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しには、申立人の資格喪失年月日は昭和

44年5月21日と記載され、オンライン記録と一致していることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和36年4月1日)及び資格取得日(昭和37年2月10日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年2月10日まで

私は、昭和34年5月にC社に入社し、本社に配属された。その後、C社は、社名をA社に変更したが、私は、36年4月ごろ、新たに開店したA社D支店に異動し、さらに、時期についてはよく覚えていないが、A社E営業所に異動し、38年7月ごろまで継続して勤務していた。

申立期間において、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和34年5月15日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、36年4月1日に被保険者資格を喪失後、37年2月10日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、複数の同僚の回答並びに申立人及び当該同僚のうちの一人から提出された写真(「A社D支店開店披露会場」の看板が写っている写真及び「A社三十六年度慰安会 昭36. 9. 9」の文字が入った写真)により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたものと推認される上、これら複数の者は、いずれも申立期間において、当該事業所

に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

また、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる者（申立人が覚えている同僚を含む。）で、当該事業所に勤務している期間において、異動したことがある旨述べている複数の者に係る被保険者記録は継続している上、B社は、「当時の資料等は廃棄しており、証明することはできないが、退職した幹部社員達から聴取したところ、申立人は、申立てのとおり在籍しており、途中退職の事実は無く、弊社が意図的に申立人に係る資格の喪失届及び再度の取得届を提出したとは考え難いことから、申立人に係る昭和36年4月から37年1月までの保険料を給与から控除していたと考える。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「弊社は、申立人の申立期間に係る資格の喪失届及び再度の取得届を提出しておらず、当該期間に係る保険料を納付していたと考える。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年4月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（社会保険庁（当時）の記録では、A社C営業所）における資格取得日に係る記録を昭和25年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月16日から同年6月1日まで

私は、昭和23年4月にA社に入社し、A社D営業所において勤務した後、25年5月にA社B営業所に異動したが、社会保険事務所（当時）の記録では、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が同年6月1日となっており、同年5月が被保険者期間となっていない。

しかし、私は、A社B営業所に異動した後、すぐに勤務し始めたことを覚えており、申立期間において、A社B営業所に勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答及び当該複数の同僚のうち、申立人と同様にA社D営業所からA社B営業所に異動したとする者の両営業所に係る厚生年金保険被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和25年5月16日にA社D営業所からA社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B営業所における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社D営業所及びA社B営業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡している上、閉鎖登記簿によると、A社（閉鎖登記簿上は、E社）は既に解散し、清算終了していることが確認できるところ、A社の清算事務所に勤務し、関係書類の管理責任者であった者は、「A社の帳簿等は、保存期間が満了したため、焼却処分し、残っていない。」としており、これを確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から53年7月まで

私は、昭和45年2月末日に勤めていた会社を退職し、同年3月2日に会社の方々に挨拶に行った帰り、市役所に立ち寄った際に、国民年金の加入手続をした。その後の国民年金保険料は、半年分ずつ、自分で市役所の窓口で納付し続けてきたはずだが、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月2日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年8月以降に払い出されたものと推認され、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年8月17日と一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間は8年5か月と長期に及んでおり、行政側にこれほど長期にわたる過誤が生ずるとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする市役所の国民年金課の場所について、当初、加入手続を行ったとする当時の位置と異なる位置を主張していたが、その後訂正するなど申立人の記憶は曖昧であり、半年分ずつ納付していたとする申立期間当時の納付金額等についても覚えていない。

さらに、申立人の友人3人が、申立期間当時、申立人が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付していたとしているが、いずれも、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを直接確認したわけ

ではなく、申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがえるものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年*月に離婚した当時、子供が 9 か月であったので働くことができず、市役所で相談したところ、国民年金の保険料免除制度があることを聞き、国民年金への加入とともに免除申請の手続を行った。

その後に就職も決まったが、免除期間の保険料まで納付することはできなかったため、A市役所において相談したところ、そのままでも、将来、一定額の年金はもらえることを聞きそのままにしておいた。

しかし、送られてきたねんきん特別便では、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの 9 か月間が未納となっていることに納得できない。57 年 7 月から免除の承認を受けたことは間違いないので、申立期間を申請免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 7 月ごろに払い出されたものと推認される上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当時の制度上、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、その時点において、免除申請手続が行われた場合、昭和 58 年 4 月から免除が承認されることとなり、オンライン記録とも一致していることから、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料は無く、申立人が国民年金保険料の免除制度の

ことを聞いたとする市役所には、当時の相談者の名簿等は残っていないなど、保険料の免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年6月までの期間及び54年8月から59年7月までの期間の国民年金保険料（昭和59年7月については重複納付を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から53年6月まで
② 昭和54年8月から59年7月まで

私が20歳になった昭和48年*月から会社で働き始めた53年7月の前月まで、私の両親のどちらかが、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。また、結婚した54年*月以降は、59年*月に離婚するまで、私の国民年金保険料は、夫の給与から控除され、夫のA共済組合に自動的に納入されていたはずである。

申立期間①及び②のうち、昭和54年8月から59年6月までの期間が国民年金未加入期間となっている上、夫の給与から控除された同年7月の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年8月20日にB県C市において払い出されており、申立人が所持している年金手帳において、国民年金被保険者資格取得日は59年7月23日となっていることが確認でき、オンライン記録によると、申立期間①及び申立期間②のうち、54年8月から59年6月までの期間については、国民年金の未加入期間となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、「私の両親が、私の国民年金の

加入手続を行い、町内の納付組織を通じて納付していたはずである。」としているが、申立人の両親は、既に死亡しているため、申立期間①当時の納付状況等が不明であり、申立期間①当時の申立人が居住する地区の納付組織の元会長は、「申立期間①当時、申立人の両親は納付組織に入っていなかったと思う。」としている上、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和48年4月20日以降はB県C市から県外に住民票を移しているため、当該期間については、申立人の両親が、B県C市の国民年金保険料の納付組織を通じて、申立人の国民年金保険料をC市に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、その夫の給与から国民年金保険料が控除されてA共済組合に自動的に納入されていた旨主張しているが、A共済組合D支部は、「申立期間②当時の国民年金法等では、A共済組合に国民年金保険料を納入するような制度は無く、当該期間に申立人に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。」と回答している上、申立人の夫が勤務していたとする事業所においても、「当時の資料は残っていないが、当時は組合員である申立人の夫の給与から被扶養者である申立人の国民年金保険料を控除する制度は無かった。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録により、昭和59年7月の国民年金保険料については、納付済みであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付（昭和59年7月については重複納付）していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 2 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 4 月から約 8 年間、A 県 B 市にあった C 社に勤務していた。

当時の給与は、23 万円ぐらいであったが、社会保険料等が控除されると手取額が 17 万円ほどになり、生活が苦しかったことを覚えている。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、C 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、C 社に勤務していたものと推認される。

しかし、C 社に係る事業所別被保険者名簿及び被保険者増減表により、申立期間当時の C 社の厚生年金保険被保険者数は、申立人が覚えている C 社の社員数よりも少ないことが確認できる上、申立人を覚えている同僚が、入社した昭和 57 年ごろに C 社から受け取ったとする名簿には、申立人を含めて 15 人の氏名が記載されているものの、C 社に係る事業所別被保険者名簿により、これら 15 人のうち、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間において、C 社に係る被保険者資格を取得している者は事業主 1 人しか確認できないことから、申立期間当時、C 社は、必ずしもすべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 41 年 11 月 18 日から平成 15 年 11 月 1 日までの期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できるところ、申立人の特殊台帳を見ると、昭和 58 年 4 月から 59

年3月までの期間については、国民年金の申請免除期間と記録されており、同年4月から60年3月までの期間については、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、A県D市は、「昭和62年3月30日よりも前の期間については不明であるが、同日から平成18年12月7日までの期間において、申立人が、国民健康保険に加入していたことが確認できる。」としていることを踏まえると、申立期間当時、申立人が厚生年金保険の被保険者ではないことを認識していた可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 38 年 5 月 10 日まで
私は、昭和 36 年 8 月ごろにA社に入社し、38 年 10 月 10 日まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が覚えている同僚のうち、事情を聴取することができた二人（学校の同級生でもあったとする者）は、「申立人は、私がA社に入社してから数か月後に入社した。」としているが、オンライン記録によると、当該同僚二人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも、申立人の被保険者資格取得日の約6か月後である昭和38年11月5日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者（前述の同僚二人を含む。）で、事情を聴取することができた者のうちの複数の者が、本人が覚えている入社時期よりも約3か月から2年7か月後に被保険者資格を取得していることから、A社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の

控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から同年 8 月まで

私は、昭和 42 年 3 月から同年 8 月まで A 社に勤務し、技師の助手を担当していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人が覚えている複数の同僚及び上司の氏名が A 社の厚生年金保険被保険者として確認できること、A 社の業務内容と申立人が覚えている勤務内容が一致していることなどから、勤務していた期間は特定できないものの、申立人は A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、A 社は、「申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えなどの資料を見ても、申立人の氏名は確認できない。」と回答している上、申立人は、「A 社に入社した当初、技師の助手として勤務していた。」としているところ、昭和 41 年ごろに入社したとする A 社の事業主は、「申立期間当時、技師の助手としてアルバイトを雇っていた。アルバイトであれば、社会保険に加入させていなかったはずである。」としているほか、申立期間当時、技師であったとする者も、「申立人のことは覚えていないが、当時、助手として一緒に勤務していた者はアルバイトであったと思う。」としている。

また、申立人が、A 社において、同じ勤務形態であったとする者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者原票及びオンライン記録を見ても確認できない上、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人を覚えている者がいないことから、申立人の勤務期間を特定できず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 639 (事案 302 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、A社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 8 月に年金記録の訂正は必要ないとする通知をもらった。

しかし、申立期間において、A社に勤務していたことは間違いなく、そのことは同僚も証明してくれており、前回の判断の理由とされたA社の回答についても、A社に確認したところ、「責任を持てる回答ではない。」とのことであったので、再調査を行った上で、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、申立期間当時の厚生年金保険の加入については従業員各自の意向に基づいて決めていたとしていること、及び申立人が覚えている同僚のうちの二人についても、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A社は、申立期間当時のA社における従業員の厚生年金保険の加入について、「従業員各自の意向に基づいて決めていたかどうかは分からない。」と回答内容を変更しているものの、A社は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」としている上、申立人及び申立人が覚えている複数の同僚に事情を聴取しても、申立人のA社における勤務期間を特定することができなかつ

た。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人が覚えている同僚でA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった二人のうち一人については、A社に係る被保険者記録が確認できたものの、その取得時期は申立期間の数年後となっていることが確認できる上、もう一人については、申立人及び複数の同僚は、「1年間程度勤務していたと思う。」としているものの、当該同僚の被保険者記録は確認できないほか、申立人が覚えている同僚でA社に係る被保険者記録が確認できる者から提出された申立期間の一部に係る給料支払明細書により、当該同僚が被保険者資格を取得する前の期間については、給与から保険料を控除されていないことが確認できることから、申立期間当時、A社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 4 月まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。A社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、被保険者記録が無いことが分かったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、勤務していたとするA社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が当時の上司であったとする者は、「申立人は、A社に直接雇用されていたわけではない。私が、A社の下請けのB社から請け負った業務を一緒に行っていた。」としている。

また、A社と類似した名称の事業所としてC社（閉鎖登記簿上は、D社）E営業所が確認できるものの、当該事業所の人事部に在籍していたとする者は、「C社の各営業所に勤務する社員については、C社E営業所において厚生年金保険を一括して適用されていた。社員は、厚生年金保険に加入すると同時に、健康保険組合にも加入していたが、3年間も勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入手続が行われていなければ、保険証の更新の際に気付くはずである。厚生年金保険の加入記録が確認できないのであれば、下請会社の社員であった可能性がある。」としており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が当時の上司であったとする者の氏名は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の当時の上司であったとする者が業務を請け負っていたとするB社は、申立期間当時、厚生年金保険を

適用されていることが確認できるが、申立期間及びその前後の期間において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人に事情を聴取しても、全員が申立人を記憶していない上、B社に係る申立期間及びその前後の期間における被保険者名簿を確認しても、申立人及び申立人が上司であったとする者の氏名は確認できない。

加えて、C社E営業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は既に死亡している上、閉鎖登記簿によると、C社は既に解散し、清算終了していることが確認できるところ、C社の清算事務所に勤務し、関係書類の管理責任者であった者は、「C社の帳簿等は、保存期間が満了したため、焼却処分し、残っていない。」としているほか、B社と合併したF社は、「申立期間に係るB社の従業員名簿並びに厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の控えは保管されているが、申立人に係る名簿や届は確認できない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 4 月に A 社 B 工場に臨時社員として入社し、46 年 3 月又は同年 4 月ごろに正社員となった後、工場が閉鎖された 54 年 3 月まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間において、同じ時期に正社員になった同僚の厚生年金保険被保険者記録は継続しているのに、私の被保険者記録が継続していないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社 B 工場に勤務していたことは、複数の同僚の回答から推認できる。

しかし、申立人の A 社 B 工場に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、46 年 1 月 31 日にいったん離職した後、同年 3 月 1 日に再び同資格を取得していることが確認でき、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録と一致している上、申立人と同様に、事務職の臨時社員として入社し、途中で正社員になったとする者は、「途中、休んだ記憶は無い。」としているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、この者の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録も継続しておらず、この者の雇用保険の加入記録とも一致している。また、当該事業所の製造部門で臨時社員として勤務していたとする複数の者についても、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が継続していない上、申立人

と同様に、当該事業所において事務職であったとする二人については、当該事業所に係る被保険者記録が継続していることが確認できるものの、当該同僚二人は、いずれも「私は見習から正社員になった。」としていることから、申立期間当時、当該事業所では、厚生年金保険等の加入について、臨時社員は、正社員（見習であった者を含む。）と異なる取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、前述の申立人と同様に当該事業所に臨時社員として入社し、事務職であったとする同僚については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額が、同資格を喪失したときの標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できるところ、申立人が昭和46年3月に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額も、同年1月に被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できる。

加えて、A社は、「当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、A社B工場に係る被保険者記録が確認できる者で、申立期間当時、経理事務を担当していたとする者は、「臨時社員は、1年間以上の雇用契約を結ぶことはできなかったと思う。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 19 日から同年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に対し、A社に係る厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 31 年 6 月 26 日から 32 年 3 月 19 日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認できたものの、申立期間については、被保険者期間となっていないことが分かった。

しかし、A社には、当初 3 か月間の臨時社員として採用されたところ、採用期間が 1 年間延長され、合計 1 年 3 か月間勤務していた記憶がある。

社会保険事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者期間が 9 か月間しか確認できず、実際に勤務していた期間よりも 6 か月間程度短くなっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した時期及び退社した時期を明確には覚えておらず、申立期間及びその前後の期間において、B社(昭和 30 年 1 月 1 日にA社から名称変更)に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる 21 人に事情を聴取しても、申立人が勤務していた期間を特定できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、既に確認されている申立人の記録以外に申立人の氏名は確認できない上、前述の 21 人のうちの複数の者が、「入社当初、臨時社員は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」としているところ、B社に係る被保険者名簿によると、これら複数の者を含む 208 人が、申立人と同じ昭和 31 年 6 月 26 日付けで被保険者資格を取得しており、B社は、臨時社員については、

同日にまとめて厚生年金保険に加入させた状況がうかがわれることから、申立人は、既に確認されている申立人のB社における被保険者資格取得日（昭和31年6月26日）及びB社に勤務していた期間（1年3か月間）の記憶に基づき32年9月まで勤務していたと主張しているものの、被保険者資格取得日以前から同社に勤務しており、申立期間においてはB社に勤務していなかった可能性が考えられる。

さらに、A社の事業を継承したB社は、「社会保険に関する当時の資料は保管しておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としている上、申立人が覚えている同僚は既に死亡しており事情を聴取できないほか、前述の21人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。